

第4回三重県子ども政策検討会議 議事概要

日時：令和6年9月26日（木）18:00～20:00

場所：アスト津4階 アストホール(三重県津市)

※WEB会議システムを併用 ※傍聴者数：2名

【委員（敬称略）】

阿部彩、井上珠美、内別府成参、垣本美和、北村弘和、木原剛弘、古賀悠歩、榊原智子、志治優美、竹村浩、田中嘉久、対馬あさみ、津西高校生徒、林康子、廣瀬純子、松浦直己、宮部夏維

1 要旨

三重県子ども条例の改正、三重県子ども計画（仮称）の策定にあたり、第4回三重県子ども政策検討会議を開催し、委員（有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等）から、三重県子ども条例の改正案（たたき台）について、ご意見をいただきました。

2 議題

（1）三重県子ども条例の改正について

3 主なご意見

（竹村委員）

- ・改正条例の名称が、「子どもの権利条例」から「子ども基本条例」に変わったことに大きなショックを受けた。国も子ども基本法ということなので、そういう意味もあるのかとは思いますが、三重県の場合、子どもを権利の主体として転換しながら考えていくということが大きな目的だったと思う。そういうことで、現行条例の「子ども条例」から「子どもの権利条例」に変更するというので、ずっと考えてきた。
- ・こども会議の資料について、子どもたちが参加し、ファシリテーターも入っていて、子どもたちは安心して発言できているとは思いますが、こども会議とのやり取りというか、一緒に条例を作っていくところがないのは、ちょっと残念である。今日の資料はこういう意見が出ましたというだけで、その意見をどう反映するのかが見えない。これは大事なところなので、ぜひお願いしたい。
- ・子どもの権利を保障するために、施策や計画が当然必要だから具体化するという条例の方向性の中で、子どもの権利についてきちんと規定するというこ

とだと思う。現行条例は理念条例であり、具体的なことは子どもの相談窓口のことぐらいしか書いていない。具体的なことが入るということは、これからいろいろと状況は変わっていくが、子どもの事業にしても、子育て支援の事業にしても、子ども施策の方向性が非常に重要になるので、これに則ってやっていきたいと思いますということである。確かに基本といえば基本だと思うが、子どもの権利をまず保障するということをやったって、それをどう実現するのかということなので、「子どもの権利条例」という名称でもおかしくないと思う。どういう事情で名称を「子ども基本条例」に変更することになったのか、ちょっと想像できない。失望している。

(津西高校生徒)

- 私たち高校生は、子どもと大人の間くらいにいて、大人が子どもにどう接していけばいいのか、子どもたちの気持ちは自分たちが一番理解できると思うので、子どものことをちゃんと考えて条例を作らないといけないと思っている。もっと子どもに寄り添って、これからのことを考えていければいいと思う。

(志治委員)

- 子どもに対するあらゆる暴力の中で、今、性暴力の被害が多くなっている。県内でも対応はされていると思うが、一般の人というか社会の人たちにとって、子どもと性の問題は結びつきにくいと思う。子どもへの性暴力の問題が、大人の口からあまり語られていない。前文の中に、性暴力という言葉が入っていると、目に留まりやすいと思う。すべての暴力を前文に並べて書くわけにはいかないので、「性暴力等のあらゆる暴力」としてはどうか。この性暴力については第11条（子どもの安全・安心の確保）にもつながることになる。

(竹村委員)

- 前文の「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する」というのは、子どもの権利条約の第31条にうたわれている権利であり、私たちの団体でも、非常に重要な権利だと思っているが、子どもの状況の後に、あえて具体的な権利として特にこの権利を取り上げて書いているのはどういう意図があるのか、伺いたい。
- 「子ども参加」や「子どもと共に」ということで、子どもの権利が守られる社会を子どもと一緒につくるということを、特に前文でうたっておくべきではないか。
- 前文に「児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利」とあるが、条約に定められたこと以外にも三重県として、子どもにとって必要な施策を打っていく必要があるのではないか。

(阿部委員)

- 今回の改正案は、グループ会議での意見を大幅に取り入れて、とても改善したと思う。特に貧困の子どもに対しての部分を、第14条（子どもの育ちへの

支援)の中に書いていただいたことはありがたい。

- ・第3条(基本理念)に、「子どもが人種、性別、障がいの有無、家庭の経済状況など、いかなる理由による差別も受けることがない」と書いてある。もちろん差別を受けてはいけないのだが、差別を受けていなくても、さまざまな不利が生じている場合がある。特に貧困などはそうであり、貧困者に対して差別するわけではないけれども、そもそもの不利がある。このところは、「いかなる理由による不利を被らない」というような書きぶりに変えてほしい。

(廣瀬委員)

- ・前文は、グループ会議での意見を受けて、大幅に改善されている。これまではどこか押し付けがましい印象があったが、すっきりして非常にわかりやすくなったと思う。その中で、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したり」という部分に、「学ぶ」という文言をぜひ入れていただきたい。学ぶことは、子どもが成長する、自立できる一歩だと思う。

(榊原委員)

- ・第11条(子どもの安全・安心の確保)に、権利の侵害があった場合に救済を図ることができるような体制の整備、その他の必要な措置を講ずるということが明記されている。ここに非常に期待をしているが、具体的に何をしようと考えているのか、伺いたい。
- ・第14条(子どもの育ちへの支援)では、県が行う子どもの育ちへの支援についていろいろと明記されていてとてもいいと思うが、全ての子どもの権利を守るという観点からは、そういう支援を行っているかどうかだけではなく、県の責務が果たせているのかどうか現状を把握して、支援が適切に行われているのかどうかをチェックしながら継続していくという意味で、データや現状の情報収集をして現状を把握するという一文が入っていると、これまでのとの違いが明確になっていい。それこそが、広域行政である県ならではの大事な役割である。権利侵害が行われていないかどうか、子どもや親からSOSが出されていないかどうかを逐次把握して、それをもとに権利を守る取組を進めていくというようなPDCAを回すための前提となる現状把握についての一文が入っているといい。

(事務局)

- ・前文の第2段落の「また、子どもが休んだり、遊んだり」のところについて、子どもの権利が侵害されているというときに、まず思い浮かぶのは、「また」より前のところに書いてあるような犯罪に巻き込まれるといった部分が大きいのではないかと思うが、この条例で対象としている子どもの権利は、「また」以降にあるような権利も含んでいる。仮に「また」以降の部分がない形だと、その誤解がさらに進んでしまうのではないかということで、あえて、全ての子どもにつながるような「休んだり、遊んだり」といった権利についても守られていない状況があるということを入れて、バランスよく書いては

どうかということ在意図している。

- ・第3条（基本理念）の「いかなる理由による差別も受けることがない」のところについて、文言はまだ詰めているところだが、第3条の各号は、子どもの権利条約の一般原則の訳文が基本になっているため、差別という言葉そのまま使っている。
- ・第11条（子どもの安全・安心の確保）の権利侵害の救済を図るための体制の整備その他の必要な措置として想定しているものについて、いろいろな対応やいろいろな形がある中で、まだ具体的な検討まで進んでいない状況である。
- ・第14条（子どもの育ちへの支援）の施策を進めていく上での現状把握については、この施策に限らずという考え方で、第20条（調査）の中で「子どもの生活に関する意識、実態、その他の施策の推進に必要な事項を定期的に調査」することとしており、全体で担保するような形を考えている。

（竹村委員）

- ・第1条（目的）のところについて、これはいつも気になるところだが、子どもを守る、子どもが守られるという形にどうしてもなってしまうので、「子ども参加」、「子どもと共に」ということを入れていただきたい。
- ・第3条（基本理念）に掲げられている4つの基本理念は子どもの権利条約の一般原則であり、この4つの権利は、他の個別の権利を考えるとときの土台になるというのが、条約の趣旨である。条例の基本理念としてこの4つを掲げていただいたことは非常にありがたいが、他の権利とは位置付けが違う土台だということが、今の案では分かりにくいのではないか。
- ・第11条（子どもの安全・安心の確保）と第17条（相談への対応）について、先ほど他の委員からも発言があったが、どういう救済制度を設置するのか少し踏み込んでほしい。また、相談への対応と救済制度は別個にあるのではなく連動している。子どもの場合、自分から私は権利侵害されていますとやってくるわけではないので、子どもの話を聞きながら具体的にどのような対応をしていくのかを考えることになる。例えばいじめの場合、話を聞くというだけではなくて、学校に対して働きかけなければならないが、そういった権限も必要である。制度改革にまで及ぶような救済制度を作るのであれば、肝になる部分でもあるので、ぜひ具体化を進めてほしい。
- ・第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）について、子どもの意見を聴くだけでなく、具体的に反映させるためには、例えば子どもの権利委員会などの恒常的な仕組みが必要である。そうしないと、何かあったときにだけ、子どもの意見を聞いて参考にするぐらいのことで終わってしまう。子ども参加の仕組み、土台を作らないと、絵に描いた餅になりかねない。
- ・第19条（広報及び啓発）の第2項に子どもへの情報提供のことが入っている。大人が子どもに積極的に情報提供していない、または情報を隠しているということもあるかもしれない。そのために、子どもたちは、ほとんど情報を持たないまま、意見を聴かれているので、子どもに意見を聴くことが形だけになってしまう。子どもへの情報提供については子どもの権利条約でもきちんとうたわわれていて、この条例でもうたっておくことが非常に重要であるが、

第19条（広報及び啓発）の中に入れるのはどうなのか。別の条項として独立させるか、第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）の中に入れるべきではないか。

（竹村委員）

- 子どもの意見表明は大事だから、子どもの意見を聴きただけで終わってしまうと、それは「子ども参加」でも「子ども参画」でも何でもない。なので、そのことをしっかりと条例でうたっておかないと、せっかく子どもが参加していても、意見が反映されないということになってしまう。恒常的な委員会などを作っておかないと、時々意見を聴きますとか、そういうことになってしまう。それを避けるために、施策を考える時には、必ず子どもの意見を聴くというきちんとした機関を作らないと流れてしまう。それを止めるための条例でもあると思うので、重要なところだと思う。
- 電話、チャット、メールなどの方法で子どもたちの声を相談窓口で受けて答えるというものだけではなくて、その相談の中に子どもが権利侵害されているということが多々あるので、救済制度が別途必要である。オンブズパーソンなどを設置して、具体的にやりとりをしながら、何が問題なのか、必要な機関と交渉や調整をしなければならない。私も救済制度に非常に期待している。
- 子どもは圧倒的に情報が不足している。何の話をされているのか分からない状況で意見を聞かれても、何とも言いようがない。例えば、虐待を受けている子どもは、自分がどうなるのか分からない中で、これからどうしたいかと聞かれても分からない。大人は知らず知らずのうちに情報を操作、制限している。子どもには分からないだろうと、子どもを見くびっている場合も多い。子どもへの情報提供というのは、非常に重要である。子ども自身が自分の権利とかいろんなことを知るための広報や啓発は当然必要であるが、子どもへの情報提供というのは広報とはまた別の意味があるので、第19条（広報及び啓発）ではなく、第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）の方に入れるべきではないか。

（対馬委員）

- 子どもへの情報提供について、グループ会議の時点の改正案では独立した条項としていたが、本日の改正案では、第19条（広報及び啓発）の中に入れてしまっている。このことは、私もよくないと思う。

（内別府委員）

- 条例の改正案は、すごく改善されていて、読みやすく、わかりやすくなっていて、いいと思う。

（北村委員）

- 条例の改正案は見やすくなっていいと思うが、第3条（基本理念）については、第3項に書いてある子どもの命を守ることが何よりも大事だと思

うので、これを第1項にもって来たほうがいいのではないか。命があるからこそ子どもの最善の利益であったり、子どもが意見を言えたりというところがある。一番大事なのは、やはり命を守る、健康を守るというところだと思う。

(宮部委員)

- 条例の改正案は本当にとってもすっきりしたと思う。子どもが権利の主体であること、全ての子どもの権利を守ること、子ども一人ひとりが人として大切にされることなど、子ども一人ひとりに焦点を当てていることがわかりやすくなっている。若者の当事者として、すごく考えてもらっているという印象を持った。
- 竹村委員からも発言があったが、第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）について、恒常的な制度や施策が具体的に書かれているといいと思う。

(古賀委員)

- 条例の改正案は前回より読みやすくなっていると思う。他の委員からも発言があったが、第11条（子どもの安全・安心の確保）について、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導など子どもの権利を侵害する行為が詳しく書いてあるので、権利救済のための体制の整備についても具体的に書いてあるのもっと分かりやすくなると思う。具体的にどのような救済を行うのかが分からないと、安全・安心が本当に確保されるのかどうか分からないのではないかな。

(田中委員)

- 条例の名称について、「子どもの権利条例」だと、子どもが主体のルールだということが分かるが、「子ども基本条例」だと、何となく大まかなものというイメージがある。どのようなプロセスで名称が変更されたのか、説明してほしい。

(事務局)

- この条例は、子どもの権利全般に関する条例であり、子どものことについて全体に関わる基本的な土台となる条例だと考えている。それをふまえて、権利条例でいいのではないかという考え方で前回はお示しさせていただいたのだが、子ども施策全般のうちの権利の部分だけを条例にしているという誤解を与える恐れがあるのではないかな、子ども基本条例とした方が土台になる条例だということがよりわかりやすいのではないかなという指摘が庁内からあった。

(田中委員)

- 前文で、だからこの条例は基本条例として制定するんだということが、イメージとしてもう少し伝わればいいと思う。

(松浦委員)

- ・徳島県の条例は「徳島県子ども未来応援条例」、新潟県の条例は「新潟県子ども条例」である。なので、絶対この名称でなければダメだということはない。話し合いの中で、多くの人たちの意見を吸い上げて一番いい名称にすればいいと思う。

(林委員)

- ・例えば、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、前文に書かれていることは、保護者の問題なのではないかと思う。インターネットのトラブルについても、親が制限をかけずに子どもに自由に使わせていて、犯罪につながっている。遊んだり、文化芸術活動に参加させたりするのも親である。親の責任というところが全面的に前文に出てきた感じがする。
- ・学校現場で今の親を見ていると、実子ではないからと、自分の子どもを名前では呼ばない親がいる。子どもが学校を休むと自分が仕事を休めるからと、子どもを休ませている親もいる。三重県の学力の課題が、読書活動や家庭学習だと何回も通信を出して伝えているが、年々、勉強と関係のない動画視聴の時間が増えている。親は制限をかけずに、子どもたちはどんどんいろんな世界に入りこんでいく。朝食を食べさせてもらえず、ジュースだけ飲んで学校に来る子どももいる。そういう子どもたちを見ていると、第5条の「保護者の役割」として、周りの支援を受けて、子どもの権利を守りましょうと書くだけで本当にいいのだろうか。前文に書いてある課題を親が認識して、子どもの権利を守れるのかと不安になる。啓発するだけでは収まらないような、一番分かってもらいたい親にどうしたら子どもの権利を守ってもらえるのかと思う。

(木原委員)

- ・林委員が言われたような子どもが少なくないということは、PTAとしても認識をしていて、それは保護者の問題だと思う。「保護者の役割」と書いてあることに違和感を持っていて、子どもからすれば、「保護者の義務」だと思う。全体的に優しい言葉で書いてあるが、もう少し強めの表現にしてもいいのではないか。
- ・一方で、前文に書いてあるような社会的な問題が、保護者だけでは解決できなくなってきたということも事実だと思う。社会全体で取り組むことを決意すると書いてあるが、社会全体で取り組まないと、子どもたちの権利が守れない状況に来ている。子どもたちの権利が守られていないという前提で、この条例改正が必要になっていると思う。前文は優しく綺麗に書いてあるが、子どもたちの権利が守られていない現実があるということは、書いてもいいのではないか。それは、保護者だけではなく、社会全体として取り組まなければいけない問題だということで決意する、そのあたりは書いてもいいのではないか。

(垣本委員)

- ・第7条(事業者の役割)で、「事業者は基本理念に則って雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう」と書いてあるが、事業者が基本理念を理解した上で、雇用する労働者に働きかけるといふときに、雇用する労働者に条例の理念を伝えていくといふところも役割に入れてはどうか。身近なところで理解を深めて浸透させていくといふときに、事業者と労働者との関係の中で伝えていくと、密な関係で伝わるのではないか。
- ・先日、三重こどもわかもの育成財団の設立20周年記念講演会に参加した。講演された映画監督の豪田トモさんは、下は3、4歳の子どもを対象にこども会議をされているが、何度も何度も繰り返すことで、最初は意見を言わなかったり、あちこちに行ってしまったたりしていた子どもが、だんだん人の話を聞いたり、自分の意見を言えたりするようになるという話をされていた。子どもが自分の意見を言えたり、人の意見を聞いて理解できたりするようになるまでには、やはり時間がかかるといふ。小さい頃から年齢に応じた機会を継続して何度も提供していくことがとても大切ではないかと思ふ。

(井上委員)

- ・第6条の「学校等の役割」については、これぐらいのことは書いておく必要があるのかなと思ふ。
- ・先ほど、木原委員から前文についての意見があったが、現状の課題に対して、この条例が必要だといふことが分かるように、資料1-1の「三重県の子ども政策に関する課題」に書いてある4つの課題について、もう少し前文に入れたほうがよいのではないか。元々は、権利侵害が増加しているから、権利条例を作るといふような意気込みだったと理解している。先ほどの事務局の説明の中で、全体の土台といふことで基本条例といふことになるのかもしれないが、今の子ども政策の課題がこれだから、この条例を改正するといふ意図が前文のところにもっと書いてあったほうがよいと思ふ。

(榊原委員)

- ・前文で、子どもたちが置かれている状況が非常に危機的だといふ課題をもっと明確にしたほうがよいといふご意見については、確かにその通りだと思ふが、全体のバランスの中で、できるだけ平易で分かりやすく、コンパクトで読みやすい文章にしようといふ意図で、いじめ、不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー、ネットトラブル等々といふことが書いてある。子どもたちの置かれている状況が非常に危機的だといふ課題認識はここに示されていると私自身は理解しているが、一つ足りないと思ふのが自殺である。先進国の中で、子ども若者の死因のトップが自殺といふ国は、他にないといふ。日本における子どもの権利侵害の象徴的な状況として自殺の問題をここに入れてはどうか。
- ・保護者に問題があるのではないかといふ議論をお聞きしていて、確かにその通りだと思ふし、いろいろなところで親の子育て力が落ちてきていることに対する危機感がある。特に子どもへの対応の最前線にいる方たちが強い危機

感を持っていることは、幼稚園や保育園の先生方からもお聞きしている。そういった状況も含めて取材してきた立場からすると、日本はむしろ親や家族に子どもについての責任と義務を強力に負わせてきた。ついこの間まで民法に懲戒権の規定が残っていた。親に非常に強い義務や責任を負わせて、その殻の中に子どもたちを閉じ込めてきたという状況をようやく少しオープンにして、社会全体で家族を支えていかなければいけないという方向に、国も舵を切り直しているところである。今の段階で、取り立てて保護者の義務や責任を強調することについては慎重であるべきではないかと思う。むしろ、行政は家族の支援をもっと強力に行っていくべきだというのが、子どもの権利条約の考え方としてあるので、親が第一義的責任を持っていることと、子どもの権利を守る親の責任を支えるために社会が大きな責任を持っていることがセットになっているはずである。親の責任のところだけを取り立てて、大きく義務として指摘することはバランス的にどうなのかと思う。

- ・第6条（学校等の役割）に学校関係者の役割について書いてあるが、特に権利が脆弱な状況にある子どもに関わる大人側のグループとして福祉関係者の役割についても入れてはどうか。家庭から切り離された乳児院や児童養護施設などの施設で暮らしている子どもたちの権利こそ、社会が守っていかなければいけない。児童養護施設などにいる子どもが、子どもの権利条約について学んで、意見を言ってもいいと思って自分の権利を主張し始めたときに、周囲の大人が学んでいなかったために、あなたは内部告発をするのかということ、施設の中で子どもがいじめられたケースがあったことが報道されている。そういうことを考えると、権利についての認識を子どもだけが持つていけばいいということではなくて、周囲の大人、とりわけ脆弱な権利擁護状態にある子どもたちに関わっている「福祉関係者の役割」について1項目を立てる、もしくは「学校等の役割」のところを「学校・福祉関係者等の役割」とするぐらいの位置付けにして、認識を促してもいいのではないか。

（宮部委員）

- ・若者である私たちはまだ保護者になっていないし、保護者のおかげで育ってきたので、保護者に責任を問うということは言いづらいところであるが、今の日本の現状として、子どもの意見が通りやすいということよりも、保護者の教育権の方が強い状況がまだ残っていると思う。子どもの生活のほとんどを親が握っていると感じている子どももいるのではないか。保護者が子どもに対して大きな権利を持っている分、その責任も大きいと思うので、第5条（保護者の役割）のところは、少し簡単に書きすぎているように思う。また、「保護者の役割」という優しい表現になっているが、文言を変えるかどうかは別として、保護者だけでなく、学校関係者も含めて、意識としては役割ではなく責務というような強い責任を持つべきだと思う。私自身もそうだが、今はこの条例で守られる立場にある子どもたちも、将来、親としてそういう役割を背負うべきだと思うので、保護者の役割のところはもう少し強く書くべきではないか。

(津西高校生徒)

- 子どもの自由はとても大切なことだと思うが、ある程度、大人に決めてもらわないと、子どもはどうすればいいかわからないこともあると思う。保護者には子どもの意見も大切にしつつ、常識などについて教育してもらいたいと思う。
- 子どもに関する条例だが、最終的には保護者の責任が大きいと感じる。子どもから見て保護者は一番信頼できる人であってほしいと思う。第5条の「保護者の役割」について、これだけでは子どもは安心できないのではないか。子どもが安心できるように、もう少し具体的に書いた方がいいと思う。

(古賀委員)

- 第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）などで、子どもが意見表明をしやすい環境をつくるということが書かれていると思うが、先ずは、家庭内に声を上げやすい環境があって、自分の意見を親に伝えることができれば、その先の学校などでも、意見を言いやすくなるのではないかと思う。なので、第5条の「保護者の役割」については、「子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができる」ということだけではなく、子どもが家庭内で自分の声を伝えやすい、声を上げやすい状況で育つことができる環境をつくるということを入れてもいいのではないか。

(竹村委員)

- 要支援家庭を訪問すると、確かに勝手な親が多い。親も元は子どもであり、親自身がどのように育ってきたのかということが大きいのだと思う。親を責めてもなかなか難しく、親はほとんど変わらない。自分のことしか考えていない親に向かって、子どもが意見を聴いてほしいと言っても、なかなか聴いてもらえないというのが現実だと思う。そこで親を責めていても何も解決しない。国の子育て支援サービスだけをしていても難しいし、子育ての負担軽減をしても難しい部分もある。自立支援が非常に大事だと思う。
- 他の委員から、親の役割ではなく、責任や責務だということを明確にした方がいいという発言があったが、言葉としてどう反映できるのか、検討してほしい。県の条例として役割としか書けないのかもしれないが、そういう思いがあるということは、すごく大事なところだと思う。

(対馬委員)

- 保護者が、適切な子育てや養育ができていないのは、おそらく保護者自身がそういう育ちをしていないとか、そもそも権利のことを知らないとか、そういう背景があってそういう状態になっているということがとても多いと思う。その点で、第12条（子どもの権利について学ぶ機会の提供）は、とても大事だと思う。知らなければ権利を使えないし、権利を守ることもできない。役割、責務や責任を果たすためには、やはり、知る、学ぶという機会がすごく重要だと思う。第5条（保護者の役割）に「保護者は養育に関する第一義責任を有し」と書いてあるが、責任をまず知ることを入れてもいいの

ではないか。

- 子どもと子育て家庭を孤立させないための周りの支え、仕組みがとても大事だと思う。人に助けを求めてはいけない、自分の責任だから自分で何とかしなくてはならないと思いがちな家庭がとても多い。自分のせいだから、迷惑をかけるからということで、子どもと保護者が孤立してしまうケースをたくさん見てきたので、周囲に助けを求めやすい、こちらから支援の手を伸ばした時にちゃんと受けとってもらいやすい環境づくりが必要だと思う。将来的には、その保護者もきちんと自分の子育ての責任を果たして、養育できるようになればいいと思うが、現状を考えると、まずは周囲に助けを求めやすい、周囲の支援を受け入れやすい環境にすることが、大事ではないかと思う。第5条（保護者の役割）については、「責任を有し」のところを「責任を知り」とするぐらいで、あとはこのままでいいのではないか。
- また、そういった環境で育った子どもたちは、自分は子どもを産みたくないと言う。親が誰にも助けられずに苦労しているのを見てきて、自分もそういう気持ちで育ってきたから、自分は自分の子どもにそんな苦労はさせたくないということを言っている子どもが一人や二人ではない。そう思うとやはり、親の責任だけではなく、地域みんなで子どもたちを見守って育てるような取組が必要だと思う。

（北村委員）

- 児童養護施設でいろいろな親を見てきたが、本当にありえないような理不尽な親もいる。ただ、虐待をしたくてしている親ばかりではない。子どもへの愛情があるのに、虐待をしてしまうこともある。虐待をした親が全て悪い親と捉えられて、一回の失敗で全てがダメになるということではないと思うので、サポートが必要である。資料 1-1 の「三重県の子ども政策に関する課題」の中に、子育て家庭の孤立感が増大していると書いてあるが、孤立してしまわないような形で、第5条（保護者の役割）のところを書き込んでほしい。
- 榊原委員から発言があった「福祉関係者の役割」については、第5条（保護者の役割）の中に入っているものと思っていた。福祉施設として、児童養護施設や乳児院があるということを県民に知ってもらえるのであれば、書いていただくこともありがたい。

（田中委員）

- 条例ということで、何か課題があって、それをよくするために、それぞれの役割等があるのだと思っている。その中で、第4条の「県の責務」と第6条の「学校等の役割」については、それぞれが求められるものを厳しい形で書くべきだと思うが、第5条の「保護者の役割」と第7条の「事業者の役割」については、読み手によって、少し意味合いが違うと感ずるのではないかと考えていて、そこを補完するものとして、各主体の連携や協働を支援することが県の責務として書かれている。つまり、「県の責務」や「学校等の役割」として努力すべきことが先ずあって、その次に「保護者の役割」、「事業者の役割」ということで、こういうことに注意しましょう、そのため

に、県や学校・福祉ができることは支援していきますという並び、表現の仕方にしたほうが分かりやすいのではないか。

(木原委員)

- ・第5条（保護者の役割）のところに、「県や市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら」と書いてあるが、差し伸べられている支援の手が見えなくなっている保護者もたくさんいる。支援を受けるのは保護者の役割ではなくて、県や市町の責務なのではないか。これは読み方だけの話だが、いろいろな支援がある中で、その支援が見えなかったら、それは保護者が悪いんだとプレッシャーをかけられているような気がする。パニックになって、いろいろなことが見えなくなっていて、孤立してしまっている保護者がたくさんいるので、そこにしっかりと支援を届けるということは、県側、行政側、もしくは社会全体の責務なのではないか。保護者の側からすると、子どもたちが安心して過ごせるための支援を得る権利なのではないか。

(松浦委員)

- ・保護者に関しては、私も校長をしていた時には本当に悩まされた。養育が適切ではない保護者のことがよく問題になるのだが、我々が学校現場で本当に苦労していたのは、むしろ、教育をし過ぎるといえるか、教育虐待に近いケースがたくさんある。子どもと親のパーソナリティが分離していない。子どもを大事にするのはいいけれども、自分の子どもだけ良ければそれでいいというようなケース、むしろそちらの方が一般的に多いのではないかと思う。十数年前に少年院法が改正されて、少年院長は不適切な行為をした親に対して指導することができるという条文が加えられた。それによって、法的根拠を持って、不適切な親を指導することができる。一方、学校教育法にはそういうことが一切ないので、とんでもない要求やとんでもない状況があっても、保護者を指導する人は誰もいない。憲法には、保護者に教育の義務があると明確にうたわれている。齟齬が生じるのではないかといつも思っているのだが、どうしてもできない人にやりなさいというのは無理だけれども、これはいけませんよということをしつかりと伝えられる権限がどこかにあれば、随分、違うのではないか。法的観点からはそのように感じている。
- ・第14条（子どもの育ちへの支援）のところに、「自己肯定観を持ちながら」と書いてある。知事が自己肯定感を大事にしているという背景があるのではないかと思うが、現段階のサイエンスでは、自己肯定観は、原因ではなく結果である。いろいろなことスキルを持った子どもが、結果的に自己肯定感を持つことができたということであって、自己肯定感だけを高めるような魔法の方法はない。アメリカでは自己肯定感に注目してきたという背景があるのだが、自己肯定感を持っていたことが何の解決になったかということは、ことごとく否定されている。これはサイエンスなので、本質はちょっと違うが、自己肯定感だけを焦点化するというのは科学的ではない。いろいろなことを経験して、スキルを積み立てて、初めて自己肯定感上がるという結果になるので、最初から自己肯定感を上げながら、いろいろなことに成功して

もらおうということにはならない。このことは教育政策会議や他の委員会でもお話をしてきた。知事が政策責任者として、自己肯定感について絶対に入れておきたいということであれば、全く別の話になるのだが、科学的知見として、委員の皆さまには知っておいていただきたい。

(竹村委員)

- ・第9条（県民の役割）のところで、現行条例に書かれている「地域社会づくり」の文言があえて消されているように感じる。要支援家庭は、地域の中で孤立している場合が多い。地域の多くの人の手を借りながら、子育てをしていく、そういった地域社会づくりをするということは、先ほどの保護者の問題とも絡んでくる。意図的に消したのかどうか、消した理由があれば教えてほしい。

(事務局)

- ・県の取組は全て地域社会づくりと言えなくもないのが、この条例は子どものことに関する条例であり、地域社会づくりと書くことで誤解を与える面もあるのではないかと考えている。
- ・本日はたくさん意見をいただいたが、今後、条文を詰めていく中で検討していきたい。条例なので、作法や特別なルールがあったりもする。特に、責務や役割についての議論があったが、責務とは書けないとしても、責務と読めるような書きぶりにするなど、工夫をしていきたい。